生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島 郁夫　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり、　　　　　　　所有の工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、登録の申請に先立ちあらかじめ届け出ます。

　なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

１　生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地

２　生産設備を賃借して生産する肥料の種類

３　生産設備を賃借する期間

　　（　　　年　　月～　　　年　　月）

４　生産の管理責任者

備考

１　賃貸借契約書、賃借する工場の地図及び見取り図を添付する。

２　記の３について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。

３　記の４については役職名等を記載する。

（別添賃借契約書の例）

肥料生産設備賃借契約書

○○○（以下甲という）と×××（以下乙という）は、下記条項に基づき、乙の肥料生産のための設備の賃借に関し、契約を締結する。

記

（目的）

第１条　この契約は乙が肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産を行うために、甲の所有する生産設備（これに必要な付帯設備を含む、以下同じ）を賃借することに関し、締結する。

（賃借物件の範囲）

第２条　前条の賃借物件は次のとおり

１　原料、製品置き場

２　粉砕、計量、造粒、乾燥、包装等生産設備一式

３　事務所（一部）

（賃借期間）

第３条　本契約の有効期間は、△△○○年○○月○○日から△△○○年○○月○○日までとする。但し、甲乙いづれかにより別段の意志表示のない限り更に１カ年間自動延長され、以後同様とする。

（賃借料）

第４条　賃借料は甲乙協議の上別にこれを定めるものとする。

（賃借物件の管理）

第５条　乙は借用した設備及び物件の保管、保全の責任を負うものとする。

（生産計画）

第６条　年度、月毎に生産計画を甲乙協議の上、策定する。

（製品等の管理区分）

第７条　両者は自己の所有あるいは占有する原料、製品等の所在を明確に区別し、且つ、場所毎に標識等をもってその旨を明示するものとする。

（生産の管理責任者）

第８条　乙は生産の管理責任者を定めるとともに、生産期間中は管理責任者を常駐させて生産管理に当たらせるものとする。

（契約の変更）

第９条　本契約は甲乙いずれかの申し出があった場合は協議の上変更することができる。

（契約の失効）

第10条　本契約は乙が生産を中止したとき、又は甲乙協議の上解約したときは失効する。

　この契約を証するために、本契約書を２通作成し、甲、乙各１通を保管する。

△△○○年〇○月〇〇日

　　　　　　　　　　　　甲　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　○○○　　　　　　

　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　×××　　　　　　